(研究ノート) 研究紀要第 77 号

ビジネスと人権に関する指導原則の国内化に向けて --国際文書を遵守するための新しい人権保障モデル

山口明子*

Toward the Domesticization of

UNITED NATIONS Guiding Principles on Business and Human Rights
--New Human Rights Protection Model for Compliance with International Documents
Akiko Yamaguchi

要約

2011年「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連人権理事会で承認されてから、10年が経過した。この間、欧米諸国では、サプライチェーンにおける人権侵害を解消するための法律が相次いで立法された。これら法律は、企業の透明性を確保することで、市民の監視・評価の運動を促し、課題の解消に向けてアプローチするものである。本論文は、これらの法律を新しい国際人権保障のモデルとして注目し、各国における実施状況や今後の課題について分析・考察を試みる。

キーワード: ビジネスと人権に関する指導原則、国際人権保障、日本国憲法第 98 条 2 項、国際協調主義、カリフォルニア州サプライチェーン透明法、現代奴隷法、親会社及び経営を統括する企業の監視義務に関する 2017 年 3 月 27 日付け法律

Abstruct

Ten years have passed since the 2011 UNITED NATIONS Guiding Principles on Business and Human Rights were approved by the United Nations Human Rights Council. During this period, the US and some EU countries have enacted a series of laws to eliminate human rights violations in the supply chain. This legislation encourages citizens' monitoring and evaluating movements and approaches the resolution of issues by ensuring corporate transparency. This paper focuses on these laws as a new model for international human rights protection, and attempts to analyze and consider the implementation status and future issues of each country.

Keyword: UNITED NATIONS Guiding Principles on Business and Human Rights, International Human Rights Guarantee, Article 98, Paragraph 2 of the Constitution of Japan, Internationalism, The California Transparency in Supply Chains Act of 2010, Modern Slavery Act 2015, LOI n° 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre (1)

はじめに

国際社会が協力して課題に取り組もうとするとき、目指す目標や基準の明確化、合意形成などの目的で国際文書が作成される。たとえば、SDGs「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」は 2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際的な人権文書の一つである¹。 SDGs は、日本でも比較的多くの人に普及し、2021 年の流行語にノミネートされるほど一般化している。他にも、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定²」については、私たちの生活に影響する環境課題の取組みとして関心が高い。今回論文のテーマとする「ビジネスと人権に関する指導原則 (以下、指導原則)³」もまた、2011 年に国連人権理事会で承認された国際的な人権文書である。このような国際社会が遵守する基準や枠組み、目標などを掲げた人権文書は国際社会に数多く蓄積されてきた。

注目したいのは、このような人権文書の蓄積は、「もはや国際法が法的埒外としての人に対する規制手段の意味しかないとする考えを放逐した。…人権保障を従来の国内管轄事項としての枠組みから、人権を国際関心事項に転化することを容易にした」という言説がある4。人権文書は、各国内で人権保障に根拠を与え、人権価値の普遍性を担保する役割を果たす一方で、人権文書を上手く機能させない国では、その役割を十分に発揮できずにいる。そのような場合、国際社会は無視したり放置することはできないのだが、果たして、国際関心事項とされる人権問題解消への対応として、だれがどのような措置をとるべきなのだろうか。いずれにせよ国家主権のハードルを越えた取組みとなるが、これまでのモデルとは異なる国際人権保障のモデルが出現している。本論文が焦点を当てるのは、ビジネス活動のなかで発生する人権問題、特に、指導原則が力を入れて取り組むサプライチェーン5における強

受理年月日 2021年11月30日 *高松短期大学秘書科講師

¹ 外務省「SDGs とは?」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html

2 外務省「気候変動に関する国際枠組」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page22_003283.html

³ UNITED NATIONS (2011) Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework, A/HRC/17/31

ビジネスと人権に関する指導原則:国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施(仮訳) http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000062491.pdf

⁴ 徳川信治「国際法における個人と国家 --欧州人権条約における—個人救済」立命館法 学 2015 年 5・6 号(363・364 号)399-400 頁

⁵ サプライチェーン: 原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がりのこと。(ASCII.jp デジタル用語辞典)

制労働などの人権課題への対応である。米、EU 諸国では、2010 年代、この問題解消に向けて国内企業を対象とした法律を施行する例が相次いだ。本論文では、これら立法について、その内容や実施状況を概観し考察を試みる。そのうえで、これらの法律モデルの新規性を明らかにし、その可能性を探ろうと思う。

1. 指導原則の目的を国内法に取り入れる立法例

ビジネスにおける人権問題を解消する目的で、指導原則が国連加盟国の全会一致で承認されて 10 年が経過した。指導原則成立後、アメリカや EU 諸国では比較的早い段階で「ビジネスと人権に関する国別行動計画(National Action Plan 以下 NAP)」を完成させている。その後、積極的にこれに取り組む欧米諸国の数か国は、国内の手続きを経て、企業の自社ビジネスとサプライチェーン内における人権侵害を予防するための法律の制定に至った。本論文では、アメリカ(カリフォルニア州法)、イギリス、フランスの立法例について、その内容と現状を紹介する。その他、国内法制化の事例としてオランダ児童労働デューデリジェンス法案(the Child Labor Due Diligence Bill 2017 年)、オーストラリア現代奴隷法(Modern Slavery Act 2018 2018 年)が相次いで立法されている。さらに、2023 年に施行予定のドイツの人権デューデリジェンス法案がある6。

これらの法律の共通点は、企業の自社ビジネスとサプライチェーン内における人権侵害を予防するために、透明性を確保しようとするものであるということだ。法律が企業に求めるのは、関連情報の開示のみである。決して、企業の不正を是正する措置ではないことに注意が要る。その代わりに、企業への圧力として働くのは、市民社会による監視、評価である。そのような評価をもった市民が、投資や購買として意思表示をする。そのサイクルのなかで、企業の人権への注意・配慮を促そうとするのが、これら立法の目論見である。

1.1 米 カリフォルニア州 --カリフォルニア州サプライチェーン透明法

アメリカによる指導原則遵守のための取組みとして、2016年12月に国別行動計画(NAP)を策定しているが、それ以前に政府によるOECD「責任ある企業行動(Responsible Business Conduct、RBC)」への支援を中心に、柔軟で力強い外交政策を実践してビジネスと人権課題に取り組んでいる7。近年の注目すべき動向として、2021年12月から始まる組織的な人権侵害が疑われる中国の新疆ウイグル自治区の問題への一連の措置がある。アメリカ政府は、中国政府に対して生産過程に人権侵害があった可能性が高い製品の輸入禁止措置をとったほか、政府による勧告を発表している8。人権侵害を許さないとする政府の強い意思表

⁶ 日本貿易振興機構(ジェトロ)「ドイツで審議進む人権デューディリジェンス法案の概要 と動向」https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/f01e11c1fc0c8285.html

⁷ 日本貿易振興機構(ジェトロ)「カリフォルニア州サプライチェーン透明法の概要と執行 状況(米国)」https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/b6c13236c006d018.html

⁸ 日本経済新聞「米、中国団体の綿製品を輸入禁止 ウイグル族の強制労働で」2020 年

示を示すものとして国際社会の注目を集めた。前政権につづき、バイデン政権も 2021 年 3 月に発表した通商政策方針で、強制労働に基づく製品の輸入を認めず、企業の説明責任を高めると記載し、人権を重視する姿勢を明確にしている%。

サプライチェーンにおける人権侵害を解消するための法制化として、国際社会に先駆けて「カリフォルニア州サプライチェーン透明法」(2010年)が2012年1月1日から施行されている。

カリフォルニア州サプライチェーン透明法 第3条

The California Transparency in Supply Chains Act¹⁰

この州で事業を行い、全世界での年間総収入が 1 億ドルを超える小売業者および製造業者が、販売のための有形商品の直接のサプライチェーンから奴隷労働および人身売買を根絶する取組みを開示するものとする。(California Civil Code section 1714.43 (a)(1))

開示するべき情報 「取組み」:

- (1) 製品サプライチェーンの検証を行い、人身売買および奴隷労働のリスクを評価し、 これに対処すること。検証が第三者によって行われたものでない場合、その旨開示 内容に明記すること。
- (2) サプライヤーの監査を行い、サプライチェーンにおける人身売買およびサプライヤーによる奴隷労働に関する社内基準の遵守を評価すること。検証が独立した抜き打ち監査ではなかった場合、その旨開示内容に明記すること。
- (3) 直接のサプライヤーに対し、製品に組み込まれた材料について、事業を行っている 国の奴隷労働および人身売買に関する法を遵守していることを証明するよう要求 すること。
- (4) 奴隷労働および人身売買に関する社内基準を満たさない従業員または下請業者に対して、社内で説明責任を果たすための基準および手順を維持すること。
- (5) 企業の従業員および経営者であって、サプライチェーンの管理に直接的な責任を 負う者に対して、特に製品のサプライチェーン内のリスクを軽減することに関し て、人身売買および奴隷制度に関する研修を行うこと。(California Civil Code section 1714.43 (c))

開示方法:

第(a)項に記載した開示は、小売業者または製造業者のインターネット・ウェブサイト に掲載されなければならず、必要な情報へのリンクは、その事業者のホームページに目

¹²月3日 https://www.nikkei.com/article/DGXMZO66979020T01C20A2910M00/他 ⁹日本貿易振興機構(ジェトロ)「米 USTR、バイデン政権発足後初の通商政策方針を発表、2021年の通商課題」(2021年3月3日付ビジネス短信参照)

https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/924f3a31bea102c3.html

The California Transparency in Supply Chains Act of 2010 ("Supply Chains Act"), Cal. Civ. Code § 1714.43.

につきやすく、わかりやすいように設置されなければならない。小売業者または製造業者がインターネット・ウェブサイトを有していない場合、消費者から書面による開示請求の受領後30日以内に、消費者に書面による開示が行われるものとする。(California Civil Code section 1714.43 (b))

救済手段:

本条の違反に対する排他的な救済手段は、司法長官が提起する、差止命令による救済を求める訴訟とする。本条のいかなる規定も、その他の州または連邦法の違反に対して利用可能な救済手段を制限しないものとする。(California Civil Code section 1714.43 (d)) (罰則や罰金はない。)

1.2 イギリス --現代奴隷法

EU 諸国内における指導原則の法制化の先駆けとなったのは、イギリスの「現代奴隷法」 (2015 年) である。この法律は、当初、国内で外国人に奴隷労働を強制するものを取り締まる目的で法案化されていたものであったが、その過程で議員やキャンペーン団体などから企業の取組みをより強化する必要性が主張された結果、指導原則が主眼として取り組む課題解消に向けた取組みが盛り込まれることとなった¹¹。当該法には第54条「サプライチェーン等の透明性」として、サプライチェーンにおける人権侵害を解消するための条項が含まれている。

現代奴隷法 --54条「サプライチェーン等の透明性」

Modern Slavery Act 2015¹²

物品またはサービスの提供を行い、国務大臣が規則に定める総売上高¹³以上の商業組織は、各事業年度ごとに、奴隷労働及び人身売買に関する声明を作成しなければならない。 (Modern Slavery Act 2015.54(1)(2)(3))

開示する情報 「声明」:

各事業年度の奴隷及び人身売買に関する声明とは、以下のいずれかをいう。

- (a) 当該事業年度に、自社事業及びサプライチェーンにおいて、組織が奴隷労働や人 身売買を防止するための措置を実施したこと
- (b) 組織が上記の措置を実施していないこと(Modern Slavery Act 2015.54(4))

https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2021/07/uk.html

 $https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/30/pdfs/ukpga_20150030_en.pdf$

13 2021 年時点の売上高の基準は、年 3600 万ポンド。

独立行政法人労働政策研究・研修機構「前掲書」(注 11)

¹¹ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「イギリス:他国に先がけ 2013 年に国別行動計画、2015 年に現代奴隷法を制定」

¹² Modern Slavery Act 2015

組織の奴隷及び人身売買に関する声明には、以下の内容が含まれる。

- (a) 自社事業及びサプライチェーンの組織構成
- (b) 奴隷労働及び人身売買に関するポリシー
- (c) 事業及びサプライチェーンに関するデュー・ディリジェンスプロセス
- (d) 事業及びサプライチェーンのなかで奴隷労働及び人身売買が発生するリスクが ある箇所、並びに、そのリスクの評価及び管理のために取った措置
- (e) 奴隷労働及び人身売買を防止するための有効性(適切な使用により計測したもの)
- (f) スタッフが利用可能な奴隷労働及び人身売買に関する研修

(Modern Slavery Act 2015.54(5))

情報の開示方法:

組織がウェブサイトを保有している場合、組織は、

- (a) ウェブサイト上に、奴隷及び人身売買に関する声明を公表し、また、
- (b) ウェブサイトのホームページの目立つ位置に、奴隷及び人身売買に関する声明の リンクを掲示しなければならない。 (Modern Slavery Act 2015.54(7))

組織がウェブサイトを保有していない場合、組織は、書面により要請した者に対して、 当該要請を受領した日から数えて 30 日以内に、奴隷及び人身売買に関する声明の写し を提供しなければならない。 (Modern Slavery Act 2015.54(8))

義務を果たさない場合:

本セクションにより商業組織に対して課される義務は、高等裁判所(High Court)に行為命令を求める民事手続きを提起し、または、スコットランドにおいては、1988 年会期法(Court of Session Act 1988)のセクション 45 に基づく命令を求める民事手続きを提起することで、国務大臣により執行可能である。(Modern Slavery Act 2015.54(11))

ここで一つ、この法律が他と一線を画すポイントをあげておきたい。企業によって発せられるこれらの声明は、組織の一部だけではなく組織幹部による承認がされなければならないとする条項があるのだ。組織が有限責任組合を除く法人である場合、取締役会により承認され取締役による署名を求めており(Modern Slavery Act 2015.54(6))、責任の所在を企業に示し、意識付けさせようとするところが興味深い。(そのほかの組織形態の場合も、メンバーによる承認や署名を義務付けている。)

1.3 フランス --親会社及び経営を統括する企業の監視義務に関する法律

フランスでは 2017 年 3 月、人権に関する注意義務を企業に求める「親会社及び経営を統括する企業の監視義務に関する 2017 年 3 月 27 日付け法律 2017-399 号 (1) (以下、企業監視義務法)」が成立している。ここに至る経緯として、人権に関する全国諮問委員会(以下、CNCDH)が中心となり、他国に先駆けて実施された取組みの積み重ねがある。 2005 年には、CNCDH が多国籍企業と人権の問題の検討作業を開始、2013 年 6 月には、フランス

戦略庁内に CSR プラットフォームを設置、この中に 2015 年 11 月、「ビジネスおよび人権 ワーキンググループ」が設置されている。その後、2013 年に外務省の傘下に入っていた CNCDH は、2016 年末の国別行動計画(NAP)の採択に向けて役割を果たした。2017 年 以降、国別行動計画に即した企業行動のモニタリングと評価の任務を行うことになった。そ の他にも、フランスにおける規制の枠組み形成の基礎となるものとして、社会的及び環境的 影響に関する一連の情報開示を企業に義務付ける法律の実施(2001 年 5 月の新経済規制に 関する法律、2017 年特定の大規模事業・グループの非財務情報開示に関する欧州議会・理事会指令〈2014 年 10 月 22 日〉に対応するためのオルドナンス及びデクレ¹⁴)があった¹⁵。

親会社及び経営を統括する企業の監視義務に関する 2017 年 3 月 27 日付け法律 2017-399 号 (1) ¹⁶

年度末に 2 年連続して、所在地がフランス領土にあり、自社及び直接・間接子会社の雇用者数が 5,000 人以上のすべての会社又は所在地がフランス領土若しくは海外にあり、自社及び直接・間接子会社の雇用者数が 1 万人以上のすべての会社は、監視計画を作成し、これを実行に移す。

開示するべき情報 「監視計画」:

監視計画は、自社及び商法第 L. 233-16 条 II に基づく直接・間接従属会社の事業、並びに商取引関係を結んでいる下請業者又は供給業者がその商取引関係に伴う活動により人権、基本的自由、関係者の健康・安全、環境に対する深刻な損害を及ぼすリスクを特定し、これらを予防するための適切で合理的な対策を含む。

1. リスクの識別・分析・階層化を目的とするリスク・マッピング

(ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典)

https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2021/07/france.html

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/9cb61dd611a50c96/20210028.pdf

^{14 「}特定の大企業および特定の企業グループによる非財務情報の公開に関連する 2017 年 7 月 19 日のオルドナンス」および「2017 年 8 月 9 日のデクレ」

[•] オルドナンス: 現在では政府がそのプログラムの執行のために、議会の承認を得て発する政令のうち、通常は法律の領域に属する措置を、限定された期間に限り政府が発令することを許すというフランス第5共和国憲法上の制度に基づくものをいう。

デクレ: (第3共和政下の)統令(プログレッシブ 仏和辞典 第2版)

¹⁵ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「フランス:人権デューデリジェンス法制化のパイオニア—企業による行動計画の策定と NGO による告発・提訴」

¹⁶ LOI n° 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre (1)

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 海外調査部パリ事務所「フランス共和国 親会社及び経営を統括する企業の監視義務に関する 2017 年 3 月 27 日付け法律 2017-399 号 (1) (参考和訳)|

- 2. リスク・マッピングに沿って、子会社の情況及び商取引関係を結んでいる下請け会 社又は供給業者の情況に対する定期的な評価手続
- 3. リスク緩和及び深刻な損害の防止措置に対応した諸活動
- 4. 上述の会社における代表的な諸組合団体との協議の上で確立されたリスクの存在・発生に関する警報及び通報制度の整備
- 5. 実施される措置の追跡調査及びその措置の有効性を評価する対策

(Art. L. 225-102-4.-I.)

開示方法:

監視計画書及び計画の実行レポートは公開され、商法第 L. 225-102 条に規定する管理報告書に含まれる。(Art. L. 225-102-4.-I.)

義務を果たさない場合:

「I.」規定された義務の履行を命じられた会社が、命令日から数えて3カ月以内にその義務を果たさない場合、管轄裁判所は、当該問題に利害関係を有する何人の申立てに応じて、当該会社に義務の履行を厳命し、必要な場合は罰金を科すことができる。裁判長は、上記目的のため急速審理で提訴を受理することも可能である。

(Art. L. 225-102-4.- II.)

1.4 小括 --企業の透明性確保の立法について 評価と課題

ここまで、3か国の法律を概観してきた。3つの法律の共通点として、対象企業に義務付けているのは、企業ビジネスの透明性を確保するところまでであるということだ。市民社会によるそれらの評価が企業を律する。要するに、市民による評価が企業への圧力となり、それをもってビジネス活動の健全化を図るという仕組みを想定しているのだ。この場面で、市民社会にどのような具体的行動が期待されているかというと、①消費者として商品を購入する際、課題に積極的に取り組む企業の商品を選ぶ、あるいは、義務を怠る企業に対しては不買行動をとる。あるいは、②投資家として投資先を選ぶ際、ここでも課題に積極的に取り組む優良企業を選んで投資する、逆に義務を怠る企業からは投資を引き上げる、というような行動である。投資のリスク管理上、このような投資行動は合理的であると考えられる。実際、この法律が義務付けた企業による情報開示が功を奏したかどうかは定かではないが、ESG投資(環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資)の市場は世界的に確実に拡大している状況があるい。その額は、EU や米において断然に高い傾向にある。今回の法制化の目論見が当たれば、ESG投資の拡大のように経済規模として数値化され、ダイナミックな経済の仕組みが実現することになるかもしれない。このようなモデルは、市民社会が国際人権保障をするための原動力となる可能性を示し

¹⁷ ESG 投資額(世界全体)は、2016 年 22.8 兆ドルから 2018 年には 30.7 兆ドルに拡大。 経済産業省「ESG 投資 |

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/esg_investment.html

たといえる。これまで実施されてきた国が主体となる人権保障とは、一線を画する。そのような意味で、今回紹介した企業の透明性を確保する法律は、国際人権保障を叶えるための新しいモデルとして捉えることができる。

● 企業による開示報告

法律施行後の 2021 年現在、義務付けられた企業による情報の開示はどのような状況であるうか。イギリスにある世界規模のオープンデータプラットフォーム TISC¹⁸の報告によると、現代奴隷法の対象となる企業 1万 8353 社のうち、開示をしていることが確認されたのは 1万 5023 社であり、3328 社については確認できていない。81.8%の対象企業がこの法律を遵守する状況にある。但し、その開示内容の充実までは保障されない。この問題への対応として、イギリスは企業による開示情報の質を確保しようとする点においても政府による細やかな工夫が見られる。その一つとして、政府が開発した「現代奴隷評価ツール¹⁹」を利用する企業が 1000 団体以上あるとの報告がされている²⁰。

企業による開示情報の内容の充実度にばらつきがある問題については、カリフォルニア州やフランスでも同じことが言える。特にフランスでは、真面目に取り組む企業がある一方、企業によって公表された計画のほとんどが簡潔な記述にとどまっていること、法律の定める義務の全てを網羅するものではなく問題抽出や分析にとどまる企業が多いことなどの問題点が指摘されている。フランス企業監視義務法律制定後、2年間の施行状況の評価を取りまとめた報告書は、企業による情報公開そのものについて、消極的であるとか、外部から批判を受けないよう曖昧な表現をしているなどの問題を指摘している。その他、調査対象となった企業のうち5%が、リスク・マッピングの導入とモニタリングの段階にとどまっており、アクションプランの実施や実施した施策のフォローアップに関して何ら対策を示していないことが指摘された²¹。

ほかにも、この報告書には、「企業の経営全般に関する年次報告書に掲載されているため、 投資家が注目してみるかもしれないが、一般に広く周知されていない²²」といった指摘もあ る。この点、イギリスは、オンラインレジストリ²³による企業の声明登録を開始したことを

¹⁸ TISCreport の WEB サイト tiscreport.org, https://tiscreport.org/

¹⁹ GOV.UK, Supplier Registration, Modern Slavery Assessment Tool, https://supplierregistration.cabinetoffice.gov.uk/msat

²⁰ 日本貿易振興機構(ジェトロ)「英国現代奴隷法の最新動向と企業の対応」 https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/ffeed8e385d03a21.html

²¹ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「前掲書」(注 15)

²² 独立行政法人労働政策研究・研修機構「前掲書」(注 15)

^{23 2021} 年 6 月 3 日現在、同レジストリには 2020 年の声明として 7,099 件、2021 年の声明として 5,568 件登録されており、日本企業も含まれている。GOV.UK, Modern slavery statement registry, https://modern-slavery-statement-registry.service.gov.uk/

発表している。オンライン上のこのシステムを利用することで、コンプライアンス状況の監視を容易にするために企業等の声明を閲覧することを容易にしている。それでも前述の指摘を完全に解決するものではないだろう。

このような実施後の課題については、丁寧な検証と問題解消の更なる取組みが必要となる。この法律が要求する義務に不真面目に取り組む企業を放置したままでは、社会に不公平 感がうまれてしまう。法律施行後に、法の公平性を確保するのは政府の役割であると思われる。

● 法律違反に対する法の執行

カリフォルニア州司法長官は、違反した企業に対して差し止め命令により法を執行する管轄権を持っている(California Civil Code section 1714.43 (d))が、2012 年 1 月から 2021 年 6 月までの間、「レター(当該法律に基づく開示を促すレターを送付すること)」以外に、差し止め命令による法の執行がとられた事実は確認されなかった 24 。そもそもカリフォルニア州サプライチェーン透明法は、対象企業に情報開示を求めるにとどまるため、司法長官による差し止め命令という強力な措置はごく例外的なものと考えられる。特にこの法律には罰則や罰金の規定がない。ただ、この法律を訴えの根拠にしたいくつかの集団代表訴訟が提起されている。

Barber v. Nestlé USA, Inc.において、原告らは、ネスレのキャットフード製品には、タイにおける強制労働によって得られたシーフードが利用されている可能性が高く、そのような可能性を消費者に説明していなかったことがサプライチェーン透明法に違反すると主張した。これに対してネスレは、当該法律で開示が求められているのは企業の取組みだけであり、企業の製品と強制労働の関係やその可能性を開示することまでは求められていないと反論した。たしかに当該法(a)(1)は、「(対象企業)が、販売のための有形商品の直接のサプライチェーンから奴隷労働および人身売買を根絶する取組みを開示する」ことのみを要求している。裁判所は、原告の請求を認めないと判事した25。

フランスにおいても企業監視義務法を根拠に企業が提訴されている。Friends of the Earth France と Survie などの NGO は 2019 年 6 月、ウガンダとタンザニアにおける石油メガプロジェクトに関連して、同社に人権侵害と環境被害を防止する法的義務があることを告発した。しかし、同社はこの告発の全てについて対応を拒否したため、2019 年 10 月に NGOは裁判所に提訴した。訴えは、「その結果として生じる人権および健康被害を防ぐために同社が十分な措置を講じなかったこと」を理由としている²⁶。2020 年 12 月ベルサイユ控訴裁判所は、第一審判決を維持し、この訴訟を商事裁判所に差し戻す判決をしている²⁷。(つまり

²⁴ 日本貿易振興機構 (ジェトロ)「前掲書 | (注7)

²⁵ Barber v. Nestle USA, Inc.154 F. Supp. 3d 954 (C.D. Cal. 2015)

²⁶ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「前掲書」(注 15)

²⁷ Business & Human Rights Resource Centre, French Court of Appeal remands case

Total 側が支持された。)米判決と同様、企業監視義務法にある開示義務以上の要求をする訴えに対して、裁判所は訴えを退けるしかない。もし、ここに企業監視義務法を適用しようとすれば、相当な拡大解釈をすることになる。現行の企業監視義務法は、飽くまで企業に取組みや方針などの情報開示を求めているものであり、問題状況の改善を求めるものではない。それ以上の措置を裁判所が執行するには、法律の改正が必要である。2つの上記裁判については、裁判所の判断が妥当と思われる。(尚、これまでイギリスにおいてサプライチェーンの透明性に関する声明開示義務違反の訴訟事例はない。但し、国内で起きた児童労働や強制労働については、いくつかの訴訟が提起されている²⁸。)

ここまで、企業による情報開示を求める一連の法律について概観し、その課題や可能性について考察してきた。これらの法律に対してネガティブな指摘ももちろんあるが、それでも法制化することには大きな意義があると思われる。たとえば、フランスでは、国外での不正なビジネスをする企業に対して、NGOがこの法律を遵守するよう書面で通知した²⁹。このような場面で、成文化された法律があることは、多少なりとも市民の活動に正当性を付与する後ろ盾となるだろう。今後もこれら法律が市民社会の様々な場面でどのように作用したり影響を及ぼすか、国際人権保障の新たなモデルとしてその動態的な活躍に注目していく必要がある。

2. 国際的人権文書から導かれる各国の責任

実際に国際法がその実をあげるためには、関係国内において実施に必要な措置が講じられる必要があるが、それは各国の憲法の定めるところに委ねられているのが現状である³⁰。日本国憲法は、国際法の誠実遵守を要求し、国際法に違反することを承知のうえでなされる国家の作為、不作為を憲法上禁止する。このことは、憲法の前文や第98条2項を一つの根拠として導かれる解釈である。このような憲法から導かれる国際法遵守の要請は、日本が締

against Total over alleged failure to respect Duty of Vigilance law in Uganda to commercial court, https://www.business-humanrights.org/fr/derni%C3%A8res-

actualit%C3%A9s/french-court-of-appeal-remands-case-against-total-over-alleged-failure-to-respect-duty-of-vigilance-law-in-uganda-to-commercial-court/

²⁸ 日本貿易振興機構(ジェトロ)「前掲書」(注 20)

²⁹ Casino assigné en justice pour sa responsabilité supposée dans la déforestation de l'Amazonie, Capital, Écrit par 6medias, Publié le 04/03/2021.

DÉFORESTATION EN AMAZONIE: LE GROUPE CASINO ASSIGNÉ EN JUSTICE, BFMTV, PS avec AFP, Le 03/03/2021.

独立行政法人労働政策研究・研修機構「前掲書」(注 15) 参照

³⁰ 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注釈法律学全集 4 憲法IV〔第 76 条~第 103 条〕』青林書院 2004 年 344 頁

結した国際条約だけでなく、国際約束や国際慣習法の場合も同様である。特に日本と他の国家または国際機関との文書による合意は、第73条3号の規定による国家の承認が必要とされている条約に限られないと解されている³¹。したがって、指導原則のような人権保障を目的とする重要な規範を国内化することについては、当然に政府各機関は誠実な取組みを期待されるのである。

それでは、この分野における日本の取組みは、どのようなものであろうか。2020年に指導原則を遵守する取組みとして日本版 NAP「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025) 32 」を公表し、いよいよ計画を実践に移す段階にあるといえよう。その実践の中で、指導原則が求める責任をいかに果たすのか期待される。

日本版 NAP の「国内外のサプライチェーンにおける取組及び『指導原則』に基づく人権 デュー・ディリジェンスの促進」の項目では、啓発や周知によって、企業側に当該問題の概 念や理解を促す計画が示されている。但し、欧米の立法のような企業にサプライチェーンに おける透明性確保の義務を要求する法制化の計画は、現時点で示されていない。情報開示を 推進する唯一の計画が示されたのは、「環境報告ガイドラインに即した情報開示の促進」だ けである³³。これまで紹介してきた米、英、仏の取組みと比較すると、日本のこのような取 組み状況は指導原則の遵守としては物足りないと思われるかもしれない。

ただ、この大きな相違の要因は、国際人権そのものの捉え方や法制度に違いがあるためと考えられる。EUにおいては、EU人権裁判所が設置されており、その法源として国際法を根拠とする司法制度が発達している³4。日本が同じやり方を求められても法文化的になじまないだろう。それでも法文化や法制度の違いがあったとしても、国際文書が求める人権責任については、もちろん日本も果たさなければならない。国際機関は各国の法事情、文化的背景などに配慮して、責任を果たすための多様な手段を認めている。ただし、その姿勢は柔軟に見えても、決して低いレベルでの国内実施を認めるものではないことに注意しなければならない。要するに、各国内での十分な議論をした上での自主的な取組みを期待しているのだ。締約国には国際人権について説明責任があるといわれるのは、そのような意味と思われる。日本が国際社会に説明責任を果たすためには、今回紹介した企業の透明性を確保する立法について、その可能性を検討する必要性があるのではないだろうか。今回概観した3か国の法制は、国際法の実施としてかなり穏やかな手法であるし、すでにCSR(企業の社会

³² ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf

³¹ 佐藤功『ポケット註釈全書 憲法 (下)〔新版〕』(1984 年) 有斐閣 887 頁

^{33 「}令和2年8月に発行した環境デュー・ディリジェンスに関する手引書の普及等を通じて、環境デュー・ディリジェンスの理解、情報開示の促進に努める。」「前掲書」(注32) 24-25 頁

³⁴ 庄司克宏 第 5 章「EU 法の法源」『新 EU 法 基礎編』岩波書店 2016 198-199 頁

的責任 Corporate Social Responsibility)の概念が普及している日本で取り入れることも可能性の一つとして考えられてよいのではないだろうか。欧米諸国とは法文化の違いがあるとしても、国際社会、および日本国憲法は、その遵守のためにあらゆる手段で政策を実施する義務を想定している。